

全L協事業24第131号
平成24年9月11日

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

「地球温暖化対策のための税」の導入に係る周知方要請について
(お願い)

標記につきましては、4月25日付け全L協事業24第21号「租税特別措置法等(LPガスの石油石炭税の税率引上げ)の一部を改正及び公布について」及び7月2日付け全L協事業24第67号「石油石炭税改訂に係わる周知方要請について」において、石油石炭税が本年10月1日より段階的に引き上げられる旨のお知らせをしたところです。

この度、資源エネルギー庁長官より別添のとおり、上述と同様に本年10月1日から石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO₂排出量に応じた税率を上乗せされ、段階的に引き上げられることから、関係者に対して、周知方の要請がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、直接会員におかれましては、営業所等に対し、ご周知方よろしくお願いいたします。

以上
発信手段：メール
事業推進部：五来、瀬谷

別 添

経済産業省

20120815 資庁第1号

平成24年8月24日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 北嶋 一郎 殿

資源エネルギー庁長官 高原 一郎



「地球温暖化対策のための税」の導入に係る周知方要請について

日ごろより、経済産業行政に御協力を賜りましてありがとうございます。

さて、今般、平成24年度の税制改正に伴い、平成24年10月1日から、「地球温暖化対策のための税」として、下記のとおり、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO2排出量に応じた税率を上乗せすることになりました。本措置は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの約9割を占めるエネルギー起源CO2排出を抑制する観点から実施されるものであります。

貴団体には何かとご迷惑をおかけいたしますが、以上の趣旨を御理解賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、貴団体の構成事業者（企業）に対し、下記の「地球温暖化対策のための税」の導入について周知方徹底されますよう要請します。

記

〔課税対象・税率〕

	現行	平成24年 10月1日	平成26年 4月1日	平成28年 4月1日
原油・石油製品	2,040 円/kl	2,290 円/kl	2,540 円/kl	2,800 円/kl
ガス状炭化水素	1,080 円/t	1,340 円/t	1,600 円/t	1,860 円/t
石炭	700 円/t	920 円/t	1,140 円/t	1,370 円/t

